

令和5年度 いじめ防止基本方針

四万十市立利岡小学校

はじめに

本校は『学ぶ楽しさを知り つながりあう児童の育成』の学校教育目標のもと、子どもたちの豊かな感性や思いやりの心を養うとともに、一人ひとりを大切にし、互いに学び、高めあい、支え合うこと大切にする道徳・人権教育、特別支援教育を推進している。

当基本方針は、学校教育目標にもとづき、全ての児童が楽しく充実した学校生活を送ることができるよう取り組むとともに、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全ての児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように策定するものである。

《いじめ防止の基本理念》

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校では、日頃の児童の活動や生活の実態を細かく把握し、いじめの兆候や発生を見逃さず、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめ」はどの児童にも起こりうるという事実をふまえ、学校が組織的に対応しながら、全ての児童に対し「いじめ」の未然防止に全教職員で取り組む。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の具体的実践項目とする。

- 1 「いじめ」を許さない、「いじめ」見過ごさない雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 2 道徳教育を充実させ、児童一人一人の自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 3 人権教育を推進させ、児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員の豊かな人間関係づくりを推進する。
- 4 各種アンケート調査などを利用し、いじめの早期発見に努める。
- 5 いじめの早期解決のために、保護者・地域・専門家等と連携を図る。

第2 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 いじめの理解、取組の視点

いじめ問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりと対応をしなければならない。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめ

か否かにことさらとられるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、関係者はいじめの未然防止、対応、再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し子どもたちを見守り支えていくことが重要である。

第4 いじめの防止

1 学校づくり・授業づくり

学校教育目標に従い、道徳教育、人権教育、児童指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通していじめ防止に努める。

ア 学習指導の充実

「コミュニケーション能力の育成」「複式授業の工夫改善」に取り組み、意欲を持って授業に取り組み、「学ぶ楽しさ」を一人ひとりが実感できる授業づくりに努める。

イ 道徳授業の充実

道徳教育を充実させ、豊かな心、人間としての生き方を考えさせ、児童の道徳的実践力を育成する。

ウ 特別活動の充実

様々な体験活動を通じ、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育むとともに、人間関係を築く力を育成する。

2 集団づくり・児童理解

ア 児童一人ひとりが、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、学級活動など様々な機会を捉えて具体的に指導する。

イ 互いを認め合える人間関係をつくり、いじめをさせない学級の雰囲気づくりに心がける。

ウ 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、解決する方法を主体的に考え、行動できるよう指導する。

3 教職員の資質能力の向上

ア いじめに関する全教職員対象の校内研修会の実施し、職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上を図るとともに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすること

- イ いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断の実施
- ウ Q-Uの結果や個別の指導計画を校内研修や職員会議で取り上げ、児童一人ひとりについて教職員間の共通理解を図る。

第5 いじめの早期発見、早期対応等

いじめの早期発見・早期対応については、いじめられた児童の立場に立ち、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないようにする。また、児童の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。いじめの認知・対応については、特定の教職員のみによることなく、「いじめの防止・対策委員会」を活用して組織的に行う。

1 いじめの発見

- ア Q-Uの結果や個別の指導計画を校内研修や職員会議で取り上げ、児童一人ひとりについて教職員間の共通理解を図る。
- イ 児童の変化等に気づいた情報について、校内研修・職員会議等で情報を共有するとともに、速やかに対応する。
- ウ 気になる行為がある場合は、情報等を毎日集約し、付箋紙等に簡単にメモし、職員がいつでも情報を共有できるようにする。
- エ スクールガードリーダーとの連携を図り、通学時の情報も共有する。

2 いじめへの対応

- ア 速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- イ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ウ いじめの対策のための「いじめの防止・対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、必要に応じ市教育委員会への報告及び助言を求める。
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、市教育委員会と連絡を取り合うとともに、所轄警察署と相談しながら対処する。

第6 PTAや地域の関係団体等と連携について

- 1 PTAや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- 2 県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、一人で悩むことなく、悩みを相談する機関や機会について周知する。

- 3 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめを未然に防ぐ体制や、情報の共有を図る。

《いじめ防止等対策委員会の設置》

第7 目的、役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめの疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCA サイクルで検証を担う。

〔組織の役割〕

ア いじめ未然防止に関すること

いじめの相談・通報の窓口としての役割

イ いじめの早期発見に関すること

いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う

ウ いじめの早期対応に関すること

いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

エ 家庭への対応に関すること

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、被害児童の保護者に対する支援や、加害児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する情報を適宜提供する。

オ 重大事態への対応

重大事態の調査のための組織として、その調査等を行う場合の母体とする

第8 構成員、機能等

構成する委員は、原則として下表に掲げる者とする。

ただし、状況により関係する教職員等を加えるなど、構成委員については起きた事案の実情にあわせて調整するものとする。

委員長	校長
副委員長	教頭
委員	生徒指導担当教員
	人権教育主任
	養護教諭
	開かれた学校づくり推進委員会会長
	児童民生委員
	関係する教職員等

【いじめ防止委員会】

- ・原則、月1回（校内支援委員会と兼ねて開催する）。ただし、必要に応じて適宜開催するものとする。
- ・基本方針の日常的な実施と評価・改善

【いじめ緊急対策委員会】

- ・いじめ解消への迅速な対応
- ・いじめによる状況発生時に校長が緊急に設置する。
- ・いじめ防止委員会の構成委員に加え、市教育委員会及び校長が必要と認める学校関係者等で構成する。

※組織運営上の留意点

重大事態の調査について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、市教育委員会への報告を行い、その助言のもと適切に対応する。当該事案の内容に応じ、スクールカウンセラー、弁護士等の外部専門家の助言を得る。

《学校における取組》

第9 いじめの防止のための取組

◇自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

児童の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、学校間連携、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。

◇情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。

◇児童の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない、許さない学校づくりを推進するために、「特別の教科道徳」の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、各学校の児童会による実践交流や協議等を行うなど、児童会活動の活性化を図る。さらに、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた児童の主体的な活動を推進する。

◇校内研修の充実

年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校として組織的な対応を図るための校内研修を実施する。また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

第10 いじめの早期発見の取組

◇いじめの実態把握

年2回以上、「いじめ(学校生活)アンケート」による調査を実施するとともに、個別面談や日記指導、家庭訪問等の取組を組み合わせ、いじめの認知に努める。

第11 いじめに対する具体的対応、措置

◇学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめ事案を抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫したものになるよう努める。

◇いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に

対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

◇教職員等がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止等対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。なお、その業務は、他の業務に優先して行う必要がある、即日、当該情報を速やかに報告することとする。

◇いじめが解消している状態の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が消失していること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が消失している状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が消失しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

第12 教育相談、相談支援体制

◇校内支援委員会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制を確立する。

第13 地域や家庭、関係機関との連携

- ◇児童が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関する家庭でのルールづくりを推進する。
- ◇地域学校協働本部、放課後子ども教室・放課後児童クラブ等、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。また、民生委員・児童委員や主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもを学校と地域が連携して見守る体制を構築していく取組を進める。
- ◇学校いじめ防止基本方針について、学校のホームページへ掲載するなどの方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、必ず入学式・各学年の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明を行うこととする。
- ◇日頃より情報公開を行い、関係機関との連携を密に図る。

第14 重大事態への対応

- ◇重大事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）を参考として、適切に対処することとする。
- ◇学校は「重大事態」に対処し、速やかに重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

1 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

2 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

- 3 調査を行うための組織について重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、教育委員会に報告するとともに必要に応じ、「いじめの防止・対策委員会」を招集する。また、重大事態に対応するために、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の参加及び助言を求めながら、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に把握できるよう実施する。

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、教育委員会に報告するとともに必要に応じ、「いじめの防止・対策委員会」を招集する。また、重大事態に対応するために、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の参加及び助言を求めながら、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

第15 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

◇毎年、いじめ問題への取組の実施状況について達成状況を評価するとともに、学校いじめ防止基本方針の見直しを適宜行うこととする。

第16 その他

- ① 別紙1 年間計画
- ② 別紙2 事案発生時における組織対応の流れ